

核融合科学研究所ユニット運営規則

制 定 令和 5 年 3 月 1 4 日 核研規則第 6 号
最終改正 令和 6 年 1 1 月 1 2 日

(目的)

第 1 条 この規則は、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）に置くユニットにおける研究教育を円滑ならしめ、かつ、適正な学術経営を推進することを目的として、核融合科学研究所組織運営規則（令和 4 年核研規則第 4 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、ユニットの組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(ユニット長)

- 第 2 条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成 1 6 年通則第 1 号）第 3 0 条第 5 項に規定するユニット長は、ユニットに属する職員のうちから、次条に規定するユニット会議において選考する。
- 2 ユニット長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 2 年を超えて在任することはできない。
 - 3 前項の規定に関わらず、ユニットに属する職員が複数名いないこと等により、ユニット長を選考できないときは、引き続き 2 年を超えて在任することができる。
 - 4 ユニット長が欠けたときの後任のユニット長の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 ユニット長の選考方法に関し必要な事項は、別に定める。

(ユニット会議)

- 第 3 条 ユニットにユニット会議を置く。
- 2 ユニット会議は、当該ユニットの学術経営に関する重要事項について審議する。
 - 3 ユニット会議は、当該ユニットに属する職員をもって組織する。
 - 4 ユニット長は、ユニット会議を招集し、その議長となる。
 - 5 ユニット会議は、定期に開催するほか、当該ユニットに属する職員が開催を求めたとき、又は学術経営会議が特定の案件についてユニット会議の開催を求めたときは、ユニット長は速やかに会議を招集し、当該案件を審議しなければならない。
 - 6 前各項のほか、ユニット会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(ユニット研究戦略会議)

- 第 4 条 ユニットにユニット研究戦略会議（以下「研究戦略会議」という。）を置く。
- 2 研究戦略会議は、当該ユニットにおける研究教育の戦略、予算及び人材のアカデミックプランについて審議する。
 - 3 研究戦略会議は、当該ユニットに属する職員、並びに研究所内及び研究所外の者をもって組織する。
 - 4 研究所外の構成員は、当該ユニットの研究に参画するクロスアポイントメント職員、客員研究員及び共同研究者のうちからユニット会議において選出し、所長が指名する。
 - 5 前項の構成員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
 - 6 研究戦略会議に議長を置く。

- 7 議長は、第3項に定める構成員から互選により選出する。
- 8 議長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 9 議長は、研究戦略会議を招集し、その庶務をつかさどる。
- 10 前各項のほか、研究戦略会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、ユニットの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、令和5年4月1日から選任されるユニット長については、この規則の第2条第1項の規定にかかわらず、所長が選任するものとする。
- 3 この規則において、当該ユニットに属する職員とは、核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の常勤職員を指す。クロスアポイントメント職員については、研究所の比率が50パーセントを超える者とする。

附 則

この規則は、令和6年11月12日から施行する。